

一戸建て住宅の尿尿浄化槽処理対象人員の算定方法に係る取り扱い

制定 平成 26 年 5 月 14 日

改定 令和 3 年 3 月 12 日

富山県における一戸建て住宅（専用住宅に限る。）の尿尿浄化槽処理対象人員の算定については、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA 3302）」における「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書の規定（※「建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。」）を適用し、算定人員を増減する場合の取り扱いを次のとおり定める。

第 1 適用

一戸建て住宅（専用住宅に限る。）の尿尿浄化槽処理対象人員の算定は、住宅の延べ床面積が 160 m²を超える場合には 7 人槽と、160 m²以下の場合には 5 人槽を設置するものとする。

ただし、延べ床面積が 160 m²を超える場合でも以下の全ての条件に適合する場合には、5 人槽を設置できるものとする。

- ・実居住人員及び将来の居住人員見込みが 5 人以下であること。
- ・使用水量見込みが 1 日あたり 1,000 リットル以下であること。

第 2 書類の提出

尿尿浄化槽の設置者は、第 1 ただし書に基づき 5 人槽を設置する場合には、(別紙 1)「一戸建て住宅に関する尿尿浄化槽設置基準緩和届の提出について」に (別紙 2)「一戸建て住宅に関する尿尿浄化槽設置基準緩和届」を添えて市町村長に提出する。

市町村長は提出された (別紙 1) および (別紙 2) の書類の内容を確認し、(別紙 2) に受付印を押印して設置者に返却する。

設置者は返却された (別紙 2)「一戸建て住宅に関する尿尿浄化槽設置基準緩和届」を、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は、同法第 18 条第 2 項の規定による通知をすべきときは建築主事に、それ以外の場合は都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長とする。）に尿尿浄化槽調書又は浄化槽設置届出書に添付して届け出る。

附 則

(施行期日)

本基準は、平成 26 年 6 月 2 日から適用する。

附 則

(施行期日)

本基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。